

消費生活相談等業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 (部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期)	(総額) 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円） (内訳) 上半期〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円）、下半期〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円）毎に、乙の請求に基づき速やかに概算払する。（上半期についてはこの契約締結後、下半期については11月頃）
精算を行う場合の方法	第6項のとおり
2 契約保証金（第3条関係）	契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の3以上
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで 債務負担行為に該当
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	機械器具等：仕様書10. 神戸市との役割分担（1）に記載するものについては、無償貸与もしくは全額免除により提供する。 設備等：仕様書10. 神戸市との役割分担（3）に記載するものについては有償（489,044円）
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	下半期委託料からの控除。ただし年度途中の契約解除等により控除できない場合には、乙は使用した期間分の費用を甲に支払うものとする。また、既に控除済みの設備使用料で返金が必要となる場合は、期間按分の上、返還額を確定し、委託料と併せて精算する。
5 別紙委託契約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約款に付加する条項	(精算) 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、別紙委託業務報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から委託業務報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書の7「精算」に基づき精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

令和8年4月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙

※電子契約の場合は「印」は削除する。